# 兵庫県公報

平成26年3月11日 火曜日 第 2575 号

発 行 人 庫 県 兵 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、

その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告示	^° →y``
○ 社会福祉法人に関する事務の委託に関する規約の廃止(福祉法人課)	1
○ 土地改良区の解散認可(農地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○ 土地改良区清算人の就任の届出(同)	2
○ 保安林の指定予定(豊かな森づくり課)	2
○ 保安林の指定の予定通知(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
〇同 上(同)	3
〇同 上(同)	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水大気課)	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要(同)	5
○ 公共測量を実施する旨の通知(契約管理課)	6
○ 洲本都市計画道路事業の事業計画の変更認可(道路街路課)	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課)	7
〇同 上(同)	7
○ 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
〇同 上(同)	8
○ 道路の位置指定(建築指導課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
〇 同 上 (同)	9
公告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(建築指導課)	9
〇同 上(同)	10
〇同 上 (同)	10
〇同 上 (同)	10
〇同 上(同)	11
告示	
兵庫県告示第186号	
大学 ホロ 小 カ 1 0 0 7	

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定によ り、平成25年兵庫県告示第359号で告示した兵庫県と宝塚市との間の社会福祉法人に関する事務の委託に関する 規約は、平成26年3月31日限り廃止する。

平成26年3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県告示第187号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。 平成26年3月11日

土地改良区の名称	認可年月日
円山川右岸土地改良区	平成26年2月24日

## 兵庫県告示第188号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成26年3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 円山川右岸土地改良区

F	t	4	4		任	所
木	村	基	之	豐	司市引野545社	香地
林		敏	昭	同	市日高町西	芝496番地
上	倉		勝	同	市日高町西	芝384番地
由	良	嘉	巳	同	市引野946都	番地
藤	木		茂	同	市引野99番	:地の1
丸	岡		勲	同	市中郷1568	番地
木	村		悟	同	市日高町西	芝500番地
<u>址</u>	井		保	同	市引野90番	地
竹	村	圭	史	同	市引野536都	番地の1

## 兵庫県告示第189号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 平成26年3月11日

^^^^^

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

神崎郡神河町上小田字上ノ山911の28、911の34、911の37

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局 姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

## 兵庫県告示第190号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年3月11日

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 養父市小城字野尾谷1の3 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字野尾谷1の3(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 兵庫県告示第191号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市青垣町大名草字ウトント2010の1から2010の3まで、2010の7、字澤ケ谷210から213まで、字大将軍208の1、209

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ウトント2010の1から2010の3まで・字澤ケ谷211から213まで・字大将軍208の1・209(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)、字澤ケ谷210

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^

# 兵庫県告示第192号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

多可郡多可町八千代区下三原字平ケ谷14の9から14の21まで、14の24

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字平ケ谷14の9から14の11まで・14の13・14の14・14の17 (以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

# 兵庫県告示第193号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年法律第110号) 第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名 株式会社神戸製鋼所高砂製作所 高砂市荒井町新浜2丁目3番1号 所長 竹 内 正 道
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 株式会社神戸製鋼所高砂製作所 高砂市荒井町新浜2丁目3番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種			類	71号の2イ 洗浄施設	
能			力	23m³/分	
工事着	手 予	定年	月日	許可後	
工事完	成 予	定 年	月 日	着手後1週間	
使 用 開	始 予	定 年	月 日	完成後	
使用時間の間	隔及び1日	当たりの	使用時間	8時30分~17時00分 5時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし			
	区		分	通常	最 大
使用時において当該特	水素へ	イオン 素指数		1	1
定施設から 排出される 汚水等の汚	化学的	酸素原立 mg/		5	5
染状態の通 常の値及び	浮 遊 (単位		質 量 L)	20	20
最大の値	銅(単位	克 有 立 mg/		50	50

	含 有 量 mg/L)	20	20
	鉄 含 有 量 mg/L)	15, 000	15, 000
	ンガン含有量 mg/L)	100	100
	。含有量 mg/L)	10	10
	びその化合物 mg/L)	10	10
亜硝酸化合物	ンモニウム化合物、 n及び硝酸化合物 mg/L)	10	10
使用時において当該特定 される汚水等の量(単位		0	0. 2

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

- 2 縦覧の期間及び場所
  - (1) 期間 平成26年3月11日から同年4月1日まで
  - (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境経済室環境政策課

#### 兵庫県告示第194号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年法律第110号) 第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

^^^^^

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に 関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名 ハリマ化成株式会社加古川製造所 加古川市野ロ町水足671—4 取締役所長 土 田 史 明

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地 ハリマ化成株式会社加古川製造所 加古川市野口町水足671—4

③ 排出水の汚染状態及び量

1 10	
	No. 1 、No. $3 \sim 7$
排 水 量 通 常 1,942 雨 1,942	雨
(単位 m³/日) 最 大 2,773 水 2,773	水

水素イオン濃度	通常	7	専	7	専
(水素指数)	最 大	5.8~8.6	用 排	5.8~8.6	用 排
生物化学的酸素要求量	通常	25	水	25	水
(単位 mg/L)	最 大	43	П	43	口
化学的酸素要求量	通常	15		15	
(単位 mg/L)	最 大	35		35	
浮 遊 物 質 量	通常	12		12	
(単位 mg/L)	最 大	34		34	
室 素 含 有 量	通常	1. 9		1. 9	
(単位 mg/L)	最 大	10		10	
。	通常	0.3		0.3	
(単位 mg/L)	最 大	1. 4		1. 4	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	通常	6		6	
(単位 mg/L)	最 大	13		13	
ダイオキシン類	通常	0.5未満		0.5未満	
(単位 pg-TEQ/L)	最 大	0.5未満		0.5未満	

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年3月11日から同年4月1日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古川市環境部環境政策課

### 兵庫県告示第195号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

^^^^^^

平成26年3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
  - 基準点測量
- 2 作業期間

平成26年2月20日から同年3月28日まで

3 作業地域

三田市の一部

# 兵庫県告示第196号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

^^^^^^^^

平成26年3月11日

- 1 施行者の名称
  - 洲本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

洲本都市計画道路事業

- 3.5.334号物部曲田塩屋線
- 3.5.735号汐見線
- 3 事業施行期間

平成9年11月11日から平成27年3月31日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分変更なし
  - (2) 使用の部分なし

## 兵庫県告示第197号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年3月11日から供用を開始する。

^^^^^^

その関係図面は、平成26年3月11日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成26年3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

渞	路	D	種	緍	道路(	) [	区域		
路		線	1=	名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道					多可郡多可町中区曽我井字三反田782番 1 から	旧	8.0から 36.0まで 12.0から 34.0まで	505. 0 479. 0	予定地
4	2		7	号	同 郡同 町中区糀屋字土井ノ後40番2まで	新	8.0から 42.0まで 12.0から 52.0まで	505. 0 479. 0	

### 兵庫県告示第198号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年3月11日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月11日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成26年3月11日

道路の種類	道 路 <i>C</i>	) 🗵	域		
路線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道	南あわじ市志知鈩107番1から	旧	12.0から 38.0まで	98. 0	
福良江井岩屋線	同 市志知鈩173番1まで	新	12.0から 39.0まで	98. 0	

# 兵庫県告示第199号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の 規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
佐用谷 (338000001)	上郡町佐用谷(別図1のとおり)	地滑り
奥 (338000002)	上郡町奥(別図2のとおり)	地滑り
釜島 (338000003)	上郡町釜島(別図3のとおり)	地滑り
黒石 (338000004)	上郡町旭日(別図4のとおり)	地滑り
新田 3 (238000116)	上郡町山野里(別図5のとおり)	土石流

(別図1から別図5までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

## 兵庫県告示第200号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の 規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年3月11日

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥金近 (339010001)	佐用町奥金近(別図1のとおり)	地滑り
若州 (339010002)	佐用町若州(別図2のとおり)	地滑り
西河内 (339010003)	佐用町西河内 (別図3のとおり)	地滑り
奥村 (339010004)	佐用町大木谷(別図4のとおり)	地滑り
来見 (339020001)	佐用町福中(別図5のとおり)	地滑り
仁位 (339020002)	佐用町仁位(別図6のとおり)	地滑り
円光寺 (339020003)	佐用町円光寺(別図7のとおり)	地滑り

目高 (339020004))	佐用町目高(別図8のとおり)	地滑り
上三河梅市山 (339030001)	佐用町上三河(別図9のとおり)	地滑り
西下野(3) I (139030112)	佐用町西下野 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図10までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木 事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 兵庫県告示第201号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H25北播位置 0003号	26. 2. 27	三木市末広一丁目85番9の一部	5. 00	34. 05

# 兵庫県告示第202号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

^^^^^^

平成26年3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H25淡路位置 0004号	26. 2. 27	淡路市志筑字黒田779番9の一部、783番1の 一部	6.00	30.00

公 告

#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年3月11日

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称 大阪市北区大淀中一丁目1番88号 積水ハウス株式会社 代表取締役 阿 部 俊 則
- 3 許可年月日及び許可番号

平成26年2月18日

兵庫県指令神南(西土)(建)第1-4-2号(25芦屋)

#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^

平成26年3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(第1工区、第2工区)

芦屋市涼風町1番329から1番435まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号

パナホーム株式会社 代表取締役 藤 井 康 照

3 許可年月日及び許可番号

平成26年2月19日

兵庫県指令神南(西土)(建)第1-4-3号(24芦屋)

#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、 完了した。

^^^^^

平成26年3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
  - 川辺郡猪名川町つつじが丘三丁目18番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

川西市多田桜木一丁目2番14号

吉永建設株式会社 代表取締役 吉 永 裕 利

3 許可年月日及び許可番号

平成25年9月17日

兵庫県指令神北(宝土)(建)第1-3号(25猪名川)

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^

平成26年3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町野添字古谷前401番3、403番、405番の一部、406番3の一部、401番3地先水路、403番地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市古二階町63番地

株式会社あっぷる 代表取締役 横 田 稔

3 許可年月日及び許可番号

平成25年9月12日

兵庫県指令東播(加土)(建)第1-16号(25播磨)

^^^^

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町古田一丁目740番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市野口町長砂509番地

糀 谷 一 之

3 許可年月日及び許可番号

平成25年10月9日

兵庫県指令東播(加土)(建)第1-20号(25播磨)

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^

平成26年3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神崎郡福崎町西治字北川1479番1、1486番1、1487番1、1488番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市船津町5271番地16

社会福祉法人ネバーランド福祉会 理事長 山 本 輝 雄

3 許可年月日及び許可番号

平成25年11月20日

兵庫県指令中播(姫土) (建) 第1-1-2号 (25福崎)

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^

平成26年3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神崎郡福崎町西田原字北角220番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市米田町15番地1

有限会社永成 取締役 石 田 永 子

3 許可年月日及び許可番号

平成25年11月27日

兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-5号(25福崎)

^^^^^

#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年3月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丹波市市島町上垣字野畑137番1、138番1、139番1、140番1 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称 丹波市市島町梶原1124番地 社会福祉法人市島福祉会 理事長 西 安 五 月 3 許可年月日及び許可番号 平成24年5月30日 兵庫県指令丹波(丹土)(建)第1-1号(24丹波)